

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課
許 認 可 等 名	徳島市勝占東部コミュニティセンターの利用料金の減免
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 9 条
連 絡 先	勝占東部コミュニティ協議会 (電話 6 6 3 - 1 9 6 4)
審 査 基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 第 2 条 条例第 9 条の規程により、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国の機関又は地方公共団体(本市を除く。)若しくはその機関が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】</p> <p>1 コミュニティ協議会、公民館、児童館、学童保育クラブ、行政(市)地区社協、民生児童委員協議会、防犯委員会、指定町内会(加入団体)は、利用料を無料とする。 2 老人会、婦人会、衛生組合、子供会、小・中 P T A、遺族会、消防団、揚水組合は、利用料を 3 0 %割引とする。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即 日 ~ 5 日 (休 日 を 除 く)</p> <p>(設 定 し な い も の に つ い て は そ の 理 由)</p>
	設 定 等 年 月 日